

結核指定医療機関の手続きについて

1. 指定を受けていない医療機関の届出

届出事由	必要な手続き	提出書類
新たに指定を受けるとき	結核医療機関指定申請	結核医療機関指定申請書 医療法、薬事法による開設許可書の写し 指定日を届出日以前の日にする場合は遡及願添付

2. すでに指定を受けている医療機関の届出

届出事由	必要な手続き	提出書類
医療機関の名称が変わったとき	変更届による手続き	指定医療機関変更届 医療機関指定書（原本） 上記を紛失した場合は紛失届を添付
住居表示の変更等により所在地の呼称や地番が変わったとき		
婚姻や法人の名称変更等により、開設者の名称に変更があったとき		
開設者の住所が変わったとき		
開設者が変わるとき	現在の指定を辞退し、新たに指定申請をおこなう手続き	結核指定医療機関辞退届 結核医療機関指定申請書 医療機関指定書（原本） 上記を紛失した場合は紛失届を添付 医療法、薬事法による開設許可書の写し 指定日を届出日以前の日にする場合は遡及願添付
開設者が個人から法人、法人から個人に変わるとき		
医療機関を移転するとき（増改築などによる仮移転を含む）		
診療所を病院に、又は病院を診療所に変更するとき		
医療機関廃止等により指定を辞退する場合	辞退届による手続き	結核指定医療機関辞退届 医療機関指定書（原本） 上記を紛失した場合は紛失届を添付

法人組織等の変更（合併等）を伴う場合は、辞退届及び新たな指定申請が必要です
（代表者変更の場合は届出不要です）

届出様式は江東区ホームページに掲載しております

[問い合わせ及び届出先] 江東区保健所 保健予防課感染症対策係 :3647-5879（直通）